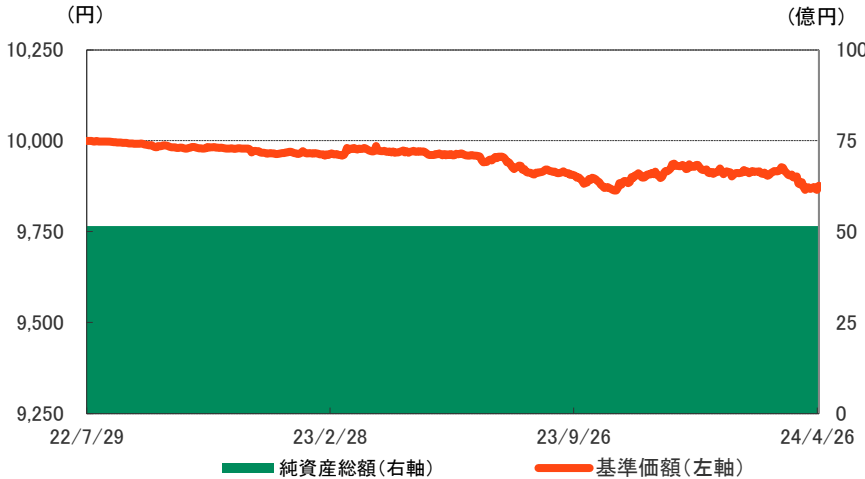


ブラックロック・リスク抑制分散投資ファンド  
(満期償還時 上値限定・元本確保契約付) 2022-07

単位型投信/内外/資産複合/特殊型(その他型)

## 基準価額および純資産総額の推移



※基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。

## ファンドデータ

基準価額	9,876円
純資産総額	48.09億円
ファンド設定日	2022年7月29日

## 税引前分配金(1万口当たり)

分配金累計額	0円
第1期 2023年3月31日	0円
第2期 2024年3月29日	0円

## ファンドのパフォーマンス (%)

	1か月	3か月	6か月	1年	3年	5年	設定来
ファンド	-0.49	-0.37	0.13	-0.95	-	-	-1.24

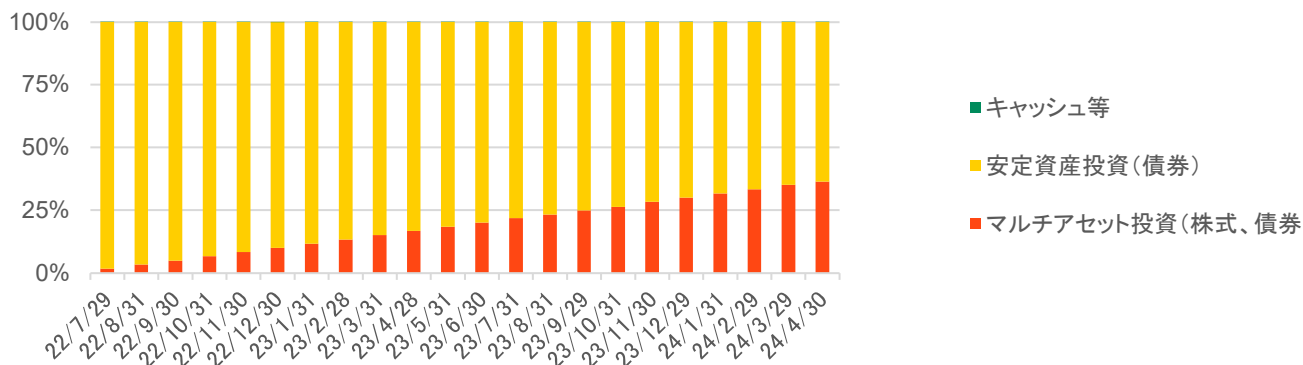
※ファンドのパフォーマンスは、税引前分配金を再投資したものととして算出した分配金再投資基準価額により計算しています。

## 基準価額月間騰落額の要因分解(概算)

安定資産投資(債券)	-0円
マルチアセット投資(株式、債券)	-46円
その他(信託報酬等)	-3円
合計(月間騰落額)	-49円

※月末の基準価額と当月マザーファンド・リターン等を基に算出した概算値です。

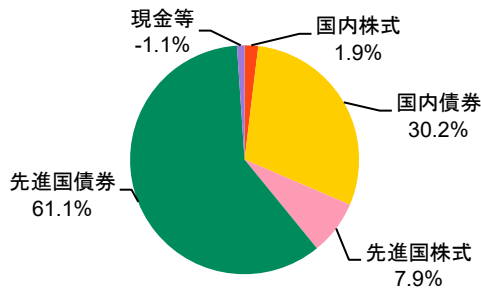
## マルチアセット投資と安定資産投資の推移



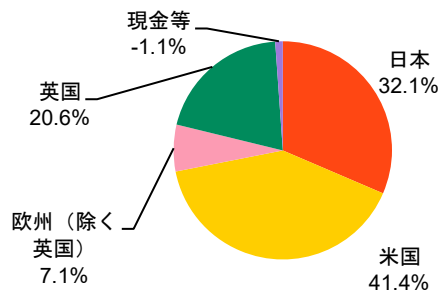
本資料は、当ファンドの理解を深めていただく為の情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成しましたが、その正確性、完全性等については当社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された市況やポートフォリオの見通し等は、作成日現在の当社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券(外貨建ての場合は為替リスクもあります)に投資しますので基準価額は変動します。従って元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

# リスク抑制分散投資マザーファンド

## 資産別配分\*



## 国・地域別配分\*



※ リスク抑制分散投資マザーファンドが投資する上場投資信託証券(ETF)の資産別、国・地域別区分です。  
 ※ ETFが現金等を保有している場合は、ETFの資産別、国・地域別に含まれます。  
 ※ 構成比率(%)の数字は四捨五入の関係で合計が100にならない場合があります。

## 組入れETF上位10銘柄\*

順位	銘柄名	国・地域	比率
1	IS 日本国債 ETF (国内債券)	日本	30.2%
2	ISHARES UK GILTS 0-5YR UCITS (先進国債券)	英国	18.5%
3	ISHARES 0-3 MONTH TREASURY B (先進国債券)	米国	18.3%
4	ISHARES US TREASURY BOND ETF (先進国債券)	米国	10.2%
5	ISHARES SHORT TREASURY BOND (先進国債券)	米国	7.1%
6	iShares Germany Govt Bond UCITS ETF EUR (Dist) (先進国債券)	欧州(除く英国)	5.1%
7	iShares Core S&P 500 ETF (先進国株式)	米国	3.8%
8	iShares Core FTSE 100 UCITS ETF (Dist) (先進国株式)	英国	2.1%
9	iShares Core DAX UCITS ETF (DE) (先進国株式)	欧州(除く英国)	2.0%
10	シェアーズ・コア TOPIX (国内株式)	日本	1.9%

\* 比率は対純資産総額、マザーファンドベース。

## 市況環境

4月、先進国株式指数は、総じて前月末比で下落しました。米国の消費者物価指数(CPI)の上振れを受けた利下げ期待の後退と米国債金利の上昇が重石となりました。これまで株価上昇をけん引した米国テクノロジー銘柄群も調整する展開となったものの、下旬の四半期決算を契機に利益確定売りが鎮静化する動きが見られました。債券市場では、良好な米国経済統計やインフレ指標の上振れが意識され、利下げ期待が後退したことから、前月末比で金利が上昇(価格は下落)しました。

※ 「市況環境のコメント」は、本資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。また将来について保証するものではありません。

## 委託会社

ブラックロック・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第375号

一般社団法人投資信託協会会員/一般社団法人日本投資顧問業協会会員/

日本証券業協会会員/一般社団法人第二種金融商品取引業協会会員

## 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

## 投資信託説明書(交付目論見書)のお問い合わせ、ご請求

金融商品取引業者名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○

本資料は、当ファンドの理解を深めていただく為の情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成しましたが、その正確性、完全性等については当社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された市況やポートフォリオの見通し等は、作成日現在の当社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券(外貨建ての場合は為替リスクもあります)に投資しますので基準価額は変動します。従って元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

4201-202404

## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

この投資信託は安定的な収益の確保を目標に運用を行います。

### ファンドの特色

当ファンドは、

- マルチアセット投資を行います。
- 概ね5年後の満期償還時の元本確保のために、上値限定・元本確保契約を締結します。
- マルチアセット投資の運用状況に応じて、満期償還価額が原則、元本(10,000円)と上値(10,100円)の範囲内となります。

※満期償還価額は全て1万口当たりの価額として表示しています。

※上値限定・元本確保契約は契約当事者の信用リスクによる影響を受けます。契約当事者の債務不履行により、当該契約が終了した場合には、満期償還価額は10,000円を下回る場合があります。詳しくは「投資リスク」をご参照ください。

1

上場投資信託証券(ETF)への投資を通じて、マルチアセット投資を行います。また、安定資産として、円建て債券にも投資を行います。

#### マルチアセット投資

国内株式	先進国株式
国内債券	先進国債券

- ブラックロック・グループが運用するETFであるiシェアーズETFを実質的な投資対象とし、ETFを通じて主として日本を含む先進国の株式や債券に投資します(以下、「マルチアセット投資」といいます。)
- ETFは、各ETFの収益の源泉やリスク、流動性および運用の効率性等を勘案のうえ、委託会社が選定し、また各ETFへの投資割合を決定します。
- 外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- ETFの他、株式や債券に実質的に直接投資をすることがあります。

#### 安定資産投資

債券
----

- 円建ての債券に実質的に投資します(以下、「安定資産投資」といいます。)

※マルチアセット投資および安定資産投資は、各々リスク抑制分散投資マザーファンドおよび短期円債マザーファンドにおいて行われます。

※マルチアセット投資においては、市場急変時に価格変動リスクが上昇した場合には、債券に投資するETFおよび債券への配分比率を高めるなど価格変動リスクの抑制を重視した運用を行うことがあります。

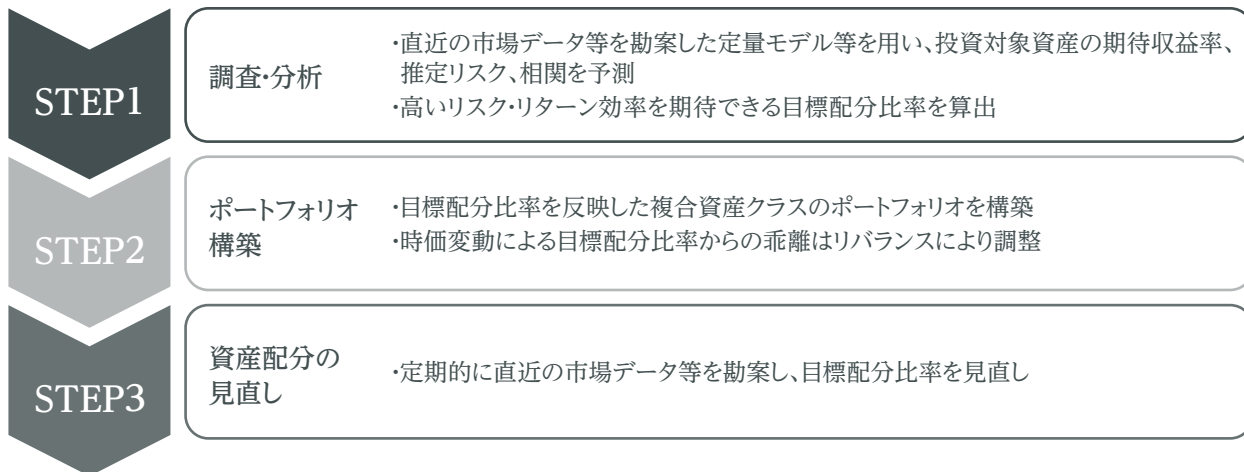
2

マルチアセット投資にかかる運用の指図に関する権限の一部を、ブラックロック・グループの香港の拠点であるブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッドへ委託します。

マルチアセット投資の運用プロセス

ブラックロック独自の資産配分決定モデルを用いて、市場環境、相場見通し、運用リスクなどを定量的に分析することにより、複数の資産にわたる投資機会を追求する運用を行います。

【イメージ図】



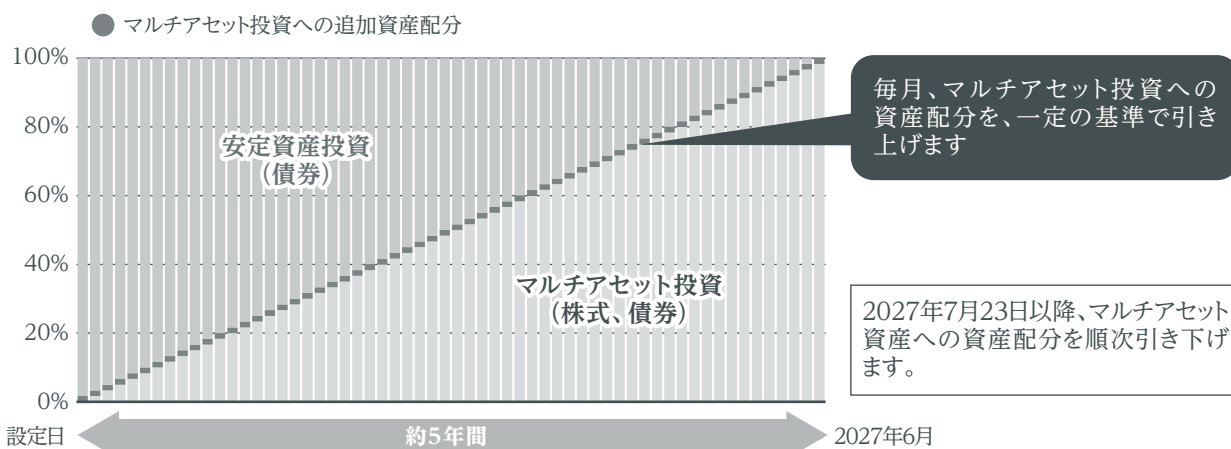
※マルチアセット投資は、リスク抑制分散投資マザーファンドにおいて行われます。  
 ※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。  
 ※運用プロセス等は、変更となる場合があります。

3

2027年6月までの約5年間、マルチアセット投資への資産配分を徐々に引き上げ、時間分散投資効果を考慮した運用を行います。

- 2027年6月時点でマルチアセット投資への資産配分が100% (現金を除く)となるように、毎月、一定の基準で、マルチアセット投資への資産配分を引き上げます。マルチアセット投資部分以外は、安定資産投資を行います。
- マルチアセット投資の投資時期を分散すること(時間分散投資)により、株式等のリスク資産への投資時の価格水準の影響を分散させることができます。

資産配分推移のイメージ図



※マルチアセット投資への資産配分の引き上げは、委託会社が別途定める方針に基づき、基準価額の動向に関わらず、毎月、安定資産投資の投資残高を2027年6月までの残存月数で除した額を、安定資産投資からマルチアセット投資に変更することにより行います。  
 ※上図はマルチアセット投資への資産配分を徐々に引き上げていくことについてのイメージ図であり、実際の引き上げ時期、引き上げ割合を示すものではありません。

- 満期償還(2027年8月27日)に向けて、2027年7月23日以降、マルチアセット投資への資産配分を順次引き下げ、現金化します。

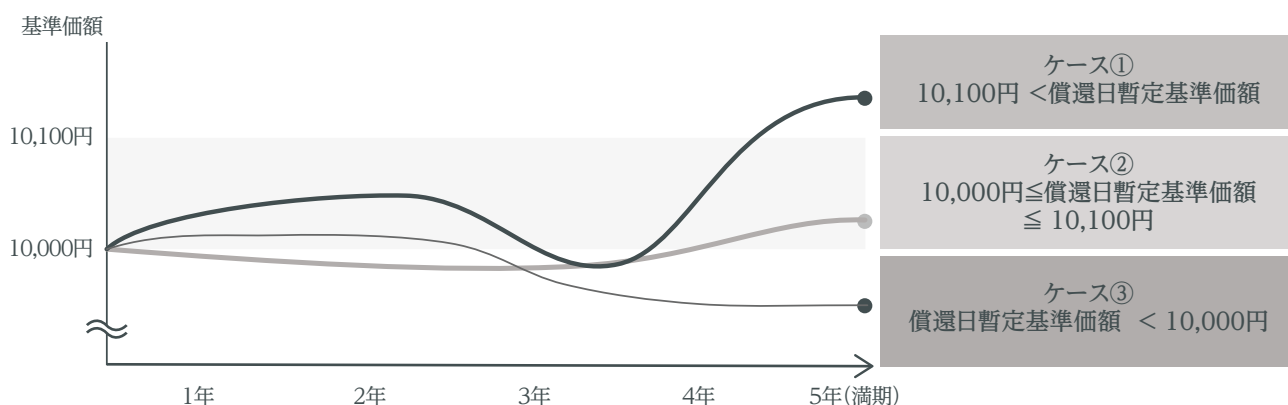
4

株式会社三菱UFJ銀行と締結する上値限定・元本確保契約に基づき、当ファンドの満期償還価額は、原則として元本(10,000円)と上値(10,100円)の範囲内となります。

- 満期償還時の元本確保のために、上値限定・元本確保契約(以下、「本契約」といいます。)を、株式会社三菱UFJ銀行(以下、「元本確保会社」といいます。)並びに当ファンドの委託会社、受託会社およびその再信託受託会社である日本マスタートラスト信託銀行株式会社の間で締結します。
- 本契約に基づき、当ファンドの満期償還価額は、マルチアセット投資の運用状況に応じて、原則として元本(10,000円)と上値(10,100円)の範囲内となります。

本契約の概要については次のページをご覧ください。

### 満期償還価額 3つのシナリオ



※償還日暫定基準価額とは、本契約に基づく満期償還時の金銭の支払いを勧奨しない場合の償還日の基準価額をいいます。償還日暫定基準価額および満期償還価額は全て1万口当たりの価額として表示しています。

※上図は、満期償還価額を説明するためのイメージ図であり、実際の運用状況や満期償還価額を示すものではありません。

償還日暫定基準価額が：

ケース①	10,100円を上回る場合	10,100円で償還します。 ・本契約に基づき、10,100円を超過する額は、当ファンドより元本確保会社に支払われます。
ケース②	10,000円以上10,100円以下の場合	満期償還日の基準価額で償還します。
ケース③	10,000円未満の場合	10,000円で償還します。 ・本契約に基づき、10,000円に対する不足額を、当ファンドが元本確保会社から受け取ります。

本契約は、元本確保会社の信用リスクの影響を受けます。元本確保会社の破綻や本契約当事者の債務不履行により、本契約が終了した場合には、速やかに当ファンドの償還手続きを開始し、繰上償還いたします。この場合、本契約に基づく満期償還価額の上値限定および元本確保は適用されず、償還時の基準価額で償還します。繰上償還時の償還価額は、10,000円を下回る場合があります。詳しくは「投資リスク」をご覧ください。

➡ 満期償還日前の換金については、「満期償還日前の換金について」をご参照ください。

## 上値限定・元本確保契約の概要

上値限定・元本確保契約では、主に以下の内容が定められています。

### 元本確保(A)

信託期間中に当ファンドから元本確保会社に一定の対価を支払うことにより、償還日暫定基準価額が10,000円(元本)を下回る場合に元本確保会社が当ファンドへ元本不足額を支払うこと

### 上値限定(B)

信託期間中に当ファンドが元本確保会社から一定の対価の支払いを受けることにより、償還日暫定基準価額が10,100円(上値)を超過する場合に当ファンドが元本確保会社へ上値超過額を支払うこと

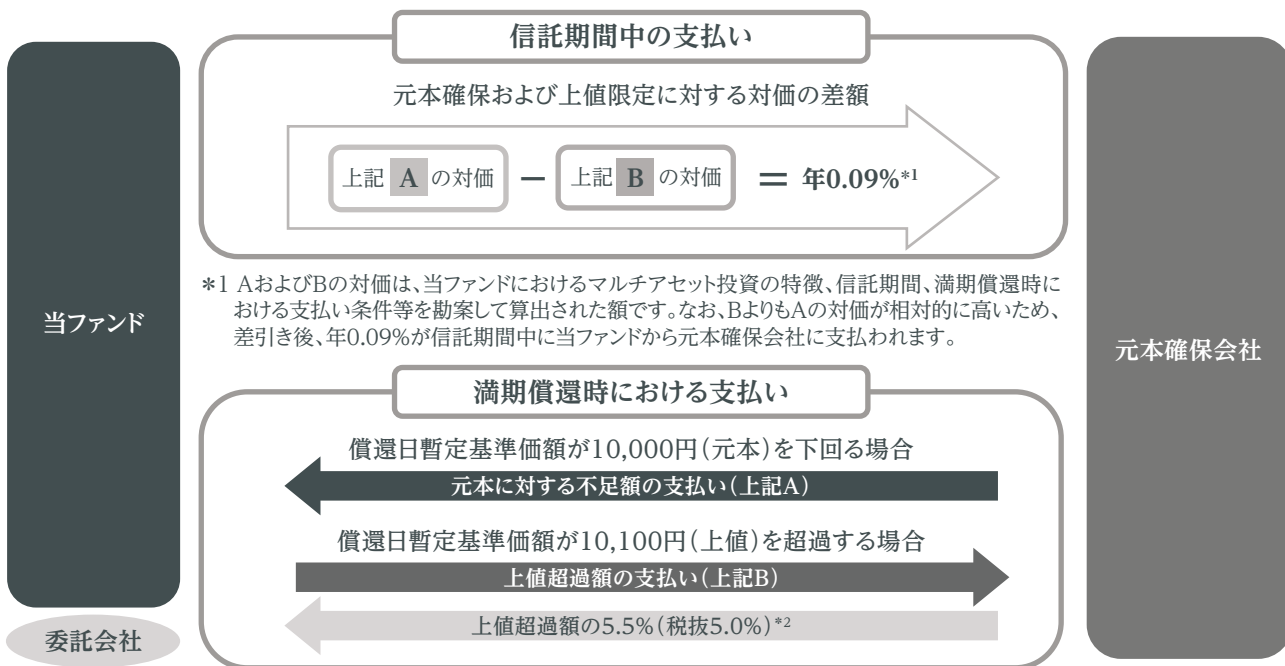
ポイント



上値限定の取り決めにより、信託期間中に当ファンドは元本確保会社から一定の対価の支払いを受けます。これを元本確保に関する対価の支払いの一部と相殺することにより、信託期間中に当ファンドが負担する元本確保会社への支払い額を抑えています。

※償還日暫定基準価額とは、本契約に基づく満期償還時の金銭の支払いを勘案しない場合の償還日の基準価額をいいます。償還日暫定基準価額および満期償還額等は全て1万口当たりの価額として表示しています。

## 本契約に基づく支払いの概要



\*1 AおよびBの対価は、当ファンドにおけるマルチアセット投資の特徴、信託期間、満期償還時における支払い条件等を勘案して算出された額です。なお、BよりもAの対価が相対的に高いため、差引き後、年0.09%が信託期間中に当ファンドから元本確保会社に支払われます。

### 株式会社三菱UFJ銀行(元本確保会社)について

株式会社三菱UFJ銀行は三菱UFJフィナンシャル・グループ傘下の商業銀行として銀行業務を中心に、企業、金融機関、政府機関、個人など多岐にわたるお客さまを対象に幅広い金融サービスを提供している世界有数の金融機関です。信用格付けはA(S&P社 長期格付、2022年1月末基準)を取得しております。2021年12月末時点における預金残高は179.7兆円、三菱UFJフィナンシャル・グループの株式時価総額は8.3兆円です。

\*2 委託会社は、本契約に基づく支払いとして、満期償還時に10,100円(上値)を超過する部分の5.5%(税抜5.0%)を受領します。なお、当該支払いは、満期償還時において、元本確保会社が受領する上値超過分から支弁され、当ファンドからの追加的な支払いは発生しません。

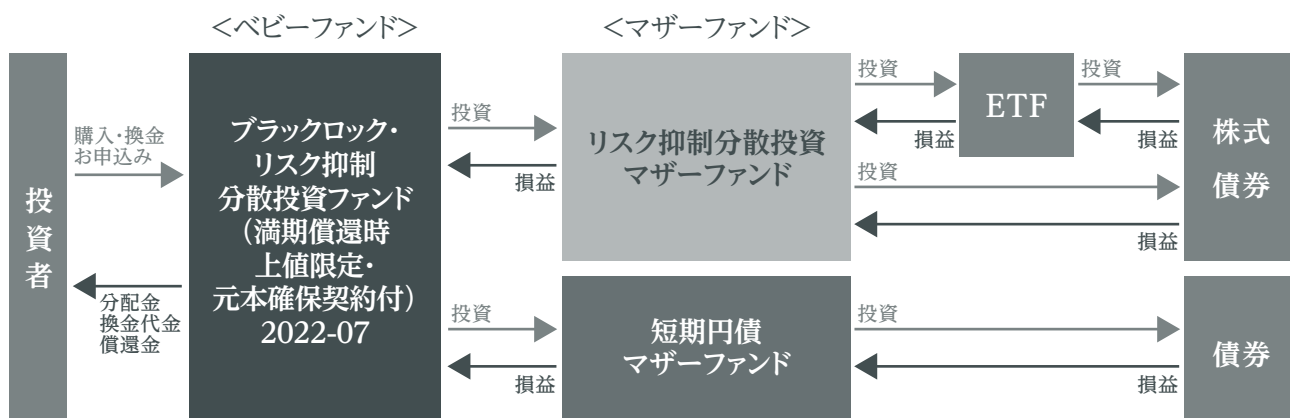
※図は、本契約の概要をご理解いただくためのイメージ図です。

※本契約は、投資者が当ファンドの満期償還まで継続保有することを想定して契約条件が定められているため、満期償還日前に当ファンドの換金が行われた場合は、本契約に基づいて当ファンドによる元本確保会社に対する違約金の支払いが発生する場合があります。そのため、満期償還日前に投資者が当ファンドの換金を行う場合には、当該違約金相当額を、中途解約調整金としてご負担いただく場合があります。詳しくは、「ファンドの費用」をご参照ください。

※本契約は、元本確保会社の信用リスクの影響を受けます。元本確保会社の破綻や本契約当事者の債務不履行により、本契約が終了した場合には、速やかに当ファンドの償還手続きを開始し、繰上償還いたします。この場合、本契約に基づく満期償還額の上値限定および元本確保は適用されず、償還時の基準価額で償還します。繰上償還時の償還額は、10,000円を下回る場合があります。詳しくは「投資リスク」をご参照ください。

## ファンドの仕組み

当ファンドは、マザーファンドを主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用します。



## 主な投資制限

- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

## 分配方針

年1回の毎決算時(3月の最終営業日)に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。分配金額を決定する際には、当ファンドの商品性を考慮し、より分配を抑制することを基本とし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益または元本超過額いずれか多い額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないこともあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

## 満期償還日前の換金について

当ファンドの換金価額は、換金受付日\*1の翌営業日の基準価額(以下、「換金時基準価額」といいます。)の水準により以下の通りに決定されます。

- 換金時基準価額が10,000円以上の場合、換金価額は10,000円となります。  
換金時基準価額と換金価額(10,000円)との差額は、中途解約調整金\*2としてご負担いただきます。
- 換金時基準価額が10,000円を下回る場合、換金価額は換金時基準価額となります。

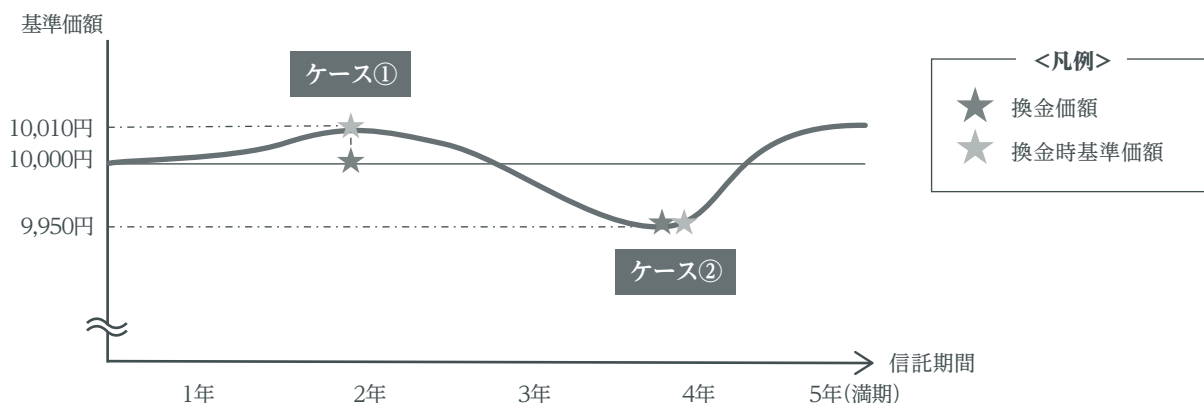
**\*1 換金受付日について**

当ファンドの換金受付日は特定の日に限定されております。換金受付日については、「[手続・手数料等](#) お申込みメモ 申込締切時間」をご参照ください。

**\*2 中途解約調整金について**

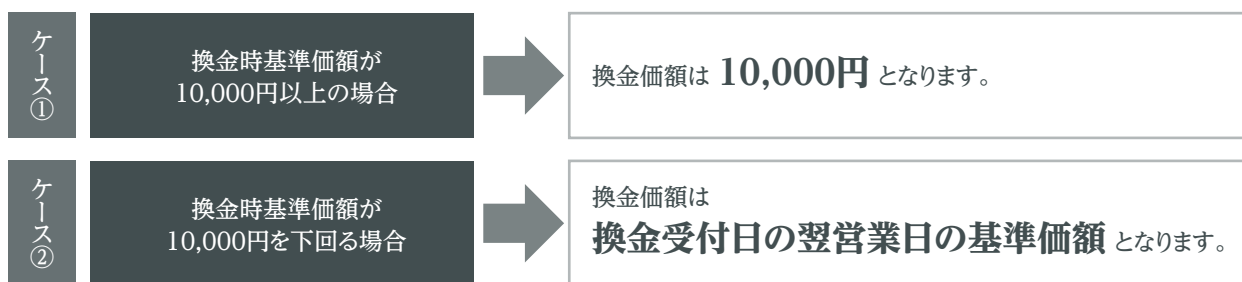
上値限定・元本確保契約では、投資者が当ファンドの満期償還まで継続保有することを想定して契約条件が定められているため、満期償還日前に当ファンドの換金が行われた場合には、元本確保会社が当ファンドに対して違約金を課すことがあります。そのため、当該違約金相当額の中途解約調整金を、満期償還日前に換金する投資者にご負担いただきます。

(イメージ図) 満期償還日前の基準価額の推移と換金価額



※上図は、満期償還日前の換金価額について説明するためのイメージ図であり、実際の運用状況や基準価額の推移を示すものではありません。実際の換金価額は、上図で示す9,950円を下回る場合があります。

※換金時基準価額および換金価額は全て1万口当たりの価額として表示しています。



満期償還日前の換金については、換金時基準価額が10,000円を下回る場合には、元本確保は行われません。



## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

#### ■ 資産配分リスク

内外の債券、株式市場に投資するアプローチを取ります。投資対象資産の配分比率は運用経過とともに変動します。一定の固定された比率で投資する場合と比べ、この資産配分比率の変動は当ファンドの収益の源泉となる場合がある一方、収益率が低い資産への配分が比較的大きい場合もしくは収益率の高い資産への配分が比較的小さい場合、収益性を悪化させる要因となる場合があります。

#### ■ 株価変動リスク

株式に投資します。したがって、経済および株式市場動向または株式の発行会社の経営・財務状況等に依りて組入株式の株価および配当金変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

#### ■ 金利変動リスク

債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

#### ■ 信用リスク

債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

#### ■ 為替変動リスク

外貨建資産に投資します。為替変動リスクの低減を図ることを目指し、原則として、投資する有価証券の取引通貨に対して、為替ヘッジを行います。当該通貨の対円での為替変動による影響の全てを回避することはできません。また、ヘッジ対象通貨の金利が円金利より高い場合、ヘッジ・コストがかかります。

#### ■ カントリー・リスク

海外の有価証券に投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、有価証券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

#### ■ デリバティブ取引のリスク

先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響からファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

#### ■ 上場投資信託証券への投資に関する留意点

金融商品取引所等に上場している投資信託証券(上場投資信託証券)を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。この場合にはファンドの運用成果に影響を与えることがあります。また、特定の上場投資信託証券に集中的に投資することがあります。この場合に当該上場投資信託証券が受ける価格変動リスクや上場投資信託証券の運営上のリスクの影響(当該上場投資信託証券の償還や上場廃止等)をほぼ直接に受けることが想定されます。

## ■ 償還価額に関する留意点

上値限定・元本確保契約に基づいて当ファンドとの間で受け払いの相手方となる元本確保会社の破綻や債務不履行等により、当該契約が終了した場合には、速やかに償還手続きを開始し、繰上償還をいたします。繰上償還の場合、償還時の基準価額で償還します。よって、繰上償還時の償還価額は、10,000円を下回る場合があります。

また、元本確保会社の破綻や債務不履行等による当該契約終了が満期償還直前に発生した場合、繰上償還手続きが取れません。この場合、満期償還時であっても満期償還価額が10,000円を下回る場合があります。

上述の通り上値限定・元本確保契約が満期償還前に終了した場合であっても、当ファンドから元本確保会社へ支払われた信託期間中の支払い(年0.09%)の返還はありません。

## その他の留意点

◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

◆当ファンドは、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

◆流動性リスクに関する留意点

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク(流動性リスク)があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

- ・ 経済全体または個別企業の業績の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、株式市場動向が不安定になった場合
- ・ 金利の急激な変動または信用リスク不安が高まる等の影響により、債券価格の変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、債券市場動向が不安定になった場合
- ・ 投資対象とする上場投資信託証券の価格変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、当該上場投資信託証券の上場市場の動向が不安定になった場合

※金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

◆収益分配金に関する留意点

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

## リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク(流動性リスクを含む)が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

## 手続・手数料等

### お申込みメモ

購入の申込期間	当ファンドの購入のお申込みは終了しています。
換金単位	1口単位とします。
換金価額	換金受付日の翌営業日の基準価額から中途解約調整金を差引いた額 ※換金受付日および換金申込期間については、「申込締切時間」をご確認ください。 ※中途解約調整金については、「ファンドの費用」をご確認ください。 ※換金価額の詳細については、「満期償還日前の換金について」を併せてご確認ください。
換金代金	原則として、換金受付日から起算して6営業日目以降から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	<p>&lt;換金受付日&gt; 換金の申込は、2027年7月15日までの期間、毎年1月15日、4月15日、7月15日、10月15日を換金受付日とします。 なお、当該日がファンド営業日*に該当しない場合には、翌ファンド営業日となります。 *ファンド営業日とは、以下のいずれにも該当しない国内の営業日をいいます。 ・ニューヨーク証券取引所の休場日      ・ロンドン証券取引所の休場日 ・ニューヨークの銀行休業日              ・ロンドンの銀行休業日</p> <p>&lt;換金申込期間&gt; 各換金受付日の約1ヵ月前から各換金受付日までを当該換金受付日の換金申込期間といたします。換金受付日の原則午後3時までに受付けたものを当該換金受付日のお申込みとして受け付けます。 ただし、2027年7月16日以降は換金のお申込みを受け付けません。 詳細は販売会社にお問い合わせください。</p>
換金制限	上記「申込締切時間」に記載の換金受付日以外は換金できません。 大口の換金の申込を制限することがあります。 詳細は販売会社にお問い合わせください。
換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、市場における流動性の急激な低下、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付を中止・取消しする場合があります
信託期間	2027年8月27日まで(設定日:2022年7月29日)
繰上償還	当ファンドは、以下の要件に当てはまる場合は、信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)します。 ・理由の如何を問わず、上値限定・元本確保契約が解約・解除等の理由により終了した場合 ・元本確保会社等が破綻した場合等、上値限定・元本確保契約の継続または履行が困難となった場合 ・その他やむを得ない事情が発生したとき等 その他、投資者のため有利と認められる場合は信託期間の途中でも信託を終了する場合があります。
決算日	毎年3月の最終営業日 ※初回決算日は2023年3月31日とします。
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づき分配金額を決定しますが、分配金額を決定する際には、当ファンドの商品性を考慮し、より分配を抑制することを基本とし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
信託金の限度額	350億円とします。

<p>公告</p>	<p>投資者に対してする公告は、電子公告により次のアドレスに掲載します。 www.blackrock.com/jp/</p>
<p>運用報告書</p>	<p>毎期決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、ご購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にてお届けいたします。</p>
<p>課税関係</p>	<p>課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除または益金不算入制度の適用はありません。</p>

## ファンドの費用

### ■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		(各費用の詳細)
購入時手数料	ありません。	—
中途解約調整金	換金受付日の翌営業日の基準価額が10,000円を超える場合	10,000円超過額 上値限定・元本確保契約に基づき、満期償還前の換金時にファンドが元本確保会社に支払う違約金相当額
	換金受付日の翌営業日の基準価額が10,000円以下の場合	中途解約調整金は、発生しません。 —
信託財産留保額	ありません。	—
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		(各費用の詳細)
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対して年0.440%(税抜0.400%)以内の率を乗じて得た額。 ※報酬率の詳細は、「運用管理費用(信託報酬)の詳細」をご覧ください。 ※信託報酬は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、換金または償還のときファンドから支払われます。	
	運用管理費用の配分	(委託会社) 年0.187%(税抜0.170%)以内 ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等の対価
		(販売会社) 年0.220%(税抜0.200%)以内 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
		(受託会社) 年0.033%(税抜0.030%) 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
マザーファンドを通じて投資する上場投資信託証券において報酬等*が別にかかります。ただし、ブラックロック・グループが受け取る当該上場投資信託証券の報酬相当分については、当ファンドの委託会社の報酬率を引き下げることにより、調整を行います。よって、実質的な運用管理費用は年0.440%(税抜0.400%)以内とします。なお、調整を月次で行うため、資産配分の状況により一時的に記載の料率を超過する場合があります。		*投資銘柄や組入比率は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することはできません。当該報酬等は、上場投資信託証券の運用会社等に支払われます。
その他の費用・手数料	目論見書の作成費用、運用報告書の作成費用、ファンドの財務諸表監査に関する費用等の諸費用について、ファンドの純資産総額の年0.11%(税抜0.10%)を上限として、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または償還のときファンドから支払うことができます。 ファンドの諸経費、売買委託手数料、外貨建資産の保管費用等について、その都度、ファンドから支払われます。 また、上場投資信託証券へ投資する場合、当該証券に係る保管報酬、事務処理に要する諸費用等が上場投資信託証券から支払われる場合があります。 ※その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。	・ファンドの諸経費：信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等 ・売買委託手数料：組入有価証券の売買の際に発生する手数料 ・外貨建資産の保管費用：海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

※運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料は、消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。

■ 上値限定・元本確保契約に基づく当ファンドによる元本確保会社に対する支払いについて

当ファンドでは、受託会社、再信託受託会社、委託会社および株式会社三菱UFJ銀行(以下、「元本確保会社」といいます。)の間で、満期償還価額にかかる上値限定・元本確保契約(以下、「本契約」といいます。)を締結します。本契約に基づき、以下の通り、当ファンドから元本確保会社に対して対価を支払います。

- ①信託期間を通して、信託財産の純資産総額に年0.09%を乗じた額を当ファンドより元本確保会社に支払います。(なお、本契約には元本確保と上値限定およびその対価について定められており、この支払は、満期償還時における元本確保(元本確保会社による当ファンドに対する元本不足額の支払い)の対価としての信託期間中の当ファンドによる元本確保会社への支払いと、満期償還時における上値限定(当ファンドによる元本確保会社に対する上値超過額の支払い)の対価としての信託期間中の元本確保会社による当ファンドへの支払いが一部相殺された、相殺後の差額相当額です。前者の方が後者よりも高いため、信託期間中、当ファンドが元本確保会社に対してかかる相殺後の差額相当額(当ファンドの純資産総額に対して年0.09%)を支払うこととなります。)
- ②満期償還時に、当ファンドの償還日暫定基準価額が上値(10,100円)を超過した場合に、上値超過額を当ファンドより元本確保会社に支払います。

## 運用管理費用(信託報酬)の詳細

ファンドの運用管理費用(信託報酬)の報酬率については、前月最終営業日におけるリスク抑制分散投資マザーファンドの組入比率に基づき決定されます。

報酬率は月次で見直され、毎月第2営業日の翌日から翌月の第2営業日まで適用されます。

		リスク抑制分散投資マザーファンドの組入比率				
		10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満
合計		年0.0737% (税抜0.067%) 以内	年0.1144% (税抜0.104%) 以内	年0.1551% (税抜0.141%) 以内	年0.1958% (税抜0.178%) 以内	年0.2365% (税抜0.215%) 以内
配分	委託会社	年0.0187% (税抜0.017%) 以内	年0.0374% (税抜0.034%) 以内	年0.0561% (税抜0.051%) 以内	年0.0748% (税抜0.068%) 以内	年0.0935% (税抜0.085%) 以内
	販売会社	年0.0220% (税抜0.020%)	年0.0440% (税抜0.040%)	年0.0660% (税抜0.060%)	年0.0880% (税抜0.080%)	年0.1100% (税抜0.100%)
	受託会社	年0.0330% (税抜0.030%)	年0.0330% (税抜0.030%)	年0.0330% (税抜0.030%)	年0.0330% (税抜0.030%)	年0.0330% (税抜0.030%)
マザーファンドを通じて投資する上場投資信託証券において報酬等が別にかかります。 ただし、当ファンドの委託会社の報酬率については、ブラックロック・グループが受け取る当該上場投資信託証券の報酬相当分を引き下げる調整を行います。 よって、実質的な運用管理費用(信託報酬)は、以下の通りとなります。						
実質的な 運用管理費用 (信託報酬)		年0.0720% ~0.0737% (税抜0.067%)	年0.1110% ~0.1144% (税抜0.104%)	年0.1500% ~0.1551% (税抜0.141%)	年0.1890% ~0.1958% (税抜0.178%)	年0.2280% ~0.2365% (税抜0.215%)
<ul style="list-style-type: none"> <li>投資する上場投資信託証券が外国籍である場合は報酬等について消費税は課されず、当ファンドの運用管理費用(信託報酬)のみに消費税が課されます。よって、上場投資信託証券の組入状況により税込みの実質的な運用管理費用(信託報酬)は上記の範囲となります。</li> <li>調整を月次で行うため、資産配分の状況により一時的に上記の率を超過する場合(または上記の率未満になる場合)があります。</li> </ul>						

		リスク抑制分散投資マザーファンドの組入比率				
		50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上
合計		年0.2772% (税抜0.252%) 以内	年0.3179% (税抜0.289%) 以内	年0.3586% (税抜0.326%) 以内	年0.3993% (税抜0.363%) 以内	年0.4400% (税抜0.400%) 以内
配分	委託会社	年0.1122% (税抜0.102%) 以内	年0.1309% (税抜0.119%) 以内	年0.1496% (税抜0.136%) 以内	年0.1683% (税抜0.153%) 以内	年0.1870% (税抜0.170%) 以内
	販売会社	年0.1320% (税抜0.120%)	年0.1540% (税抜0.140%)	年0.1760% (税抜0.160%)	年0.1980% (税抜0.180%)	年0.2200% (税抜0.200%)
	受託会社	年0.0330% (税抜0.030%)	年0.0330% (税抜0.030%)	年0.0330% (税抜0.030%)	年0.0330% (税抜0.030%)	年0.0330% (税抜0.030%)
マザーファンドを通じて投資する上場投資信託証券において報酬等が別にかかります。 ただし、当ファンドの委託会社の報酬率については、ブラックロック・グループが受け取る当該上場投資信託証券の報酬相当分を引き下げる調整を行います。 よって、実質的な運用管理費用(信託報酬)は、以下の通りとなります。						
実質的な 運用管理費用 (信託報酬)		年0.2670% ~0.2772% (税抜0.252%)	年0.3060% ~0.3179% (税抜0.289%)	年0.3450% ~0.3586% (税抜0.326%)	年0.3840% ~0.3993% (税抜0.363%)	年0.4230% ~0.4400% (税抜0.400%)
<ul style="list-style-type: none"> <li>投資する上場投資信託証券が外国籍である場合は報酬等について消費税は課されず、当ファンドの運用管理費用(信託報酬)のみに消費税が課されます。よって、上場投資信託証券の組入状況により税込みの実質的な運用管理費用(信託報酬)は上記の範囲となります。</li> <li>調整を月次で行うため、資産配分の状況により一時的に上記の率を超過する場合(または上記の率未満になる場合)があります。</li> </ul>						